

清代八股文の精神(1)

The spirit of the eight-legged essay(1)

滝 野 邦 雄
Takino, Kunio

ABSTRACT

With the focus on the Qing dynasty eight-legged essay, this paper examines the perspectives from which these essays were written. Additionally, based on an overview of developments in the history of eight-legged essay writing from Song to Qing times, the paper also examines the role played by the essay in Ming-Qing intellectual history. As such, the paper sheds light on the fundamental aim of the eight-legged essay: “to leave to posterity writings that endeavor to speak on behalf of sages and worthies (in other words, to write essays in the same heroic spirit as one who has achieved sagehood). Moreover, against the background of the popularity of the Wang Yangming school in the late Ming period, the paper also sheds light on the influence of the conceptual method involved in writing eight-legged essays.

はじめに

八股文は、制義、制藝、時藝、時文、八比文、四書文などと呼ばれる。商衍鑒（字は藻亭、号は又章、又の号は冕臣。晩年には康樂老人と自称する。廣州駐防の正白旗漢軍出身。一八七五年～一九六三年。光緒三十年〔一九〇四〕甲辰恩科一甲三名（探花）の進士）は、次のように言う。

八股文は即ち制義なり、或いは制藝・時藝・時文・八比文と曰う。又た之を稱して四書文と爲す者は、題目を以て之を四書に取ればなり（『清代科舉考試述錄』第七章 八股文、試帖試概紀及舉例釋義・二二七頁：生活・讀

書・新知三聯書店・一九八三年第二次印刷)。

鄧雲鄉は、『清代八股文』において、それぞれの言い方を説明する。

広い意味で言えば、八股文とはすなわち制義である。あるいは制藝と言つたり、また時藝・時文・八比文・四書文とも言う。名称が多いので、先ず分けて簡単な説明をしておく。「制義」とは、決められた形式に照らして書いた（制）經文解釈（經義）のことである。「制藝」という詞は、「制」字の意味はやはり上に述べたとおりであり、「藝」とは、六藝（禮・樂・射・御・書・數）のひとつを用いるという意味である。……「時藝」はすなわち当時の六藝のひとつであるということ。「時文」とは今の文章・文体ということであり、古文・駢儷文などから区別する。「八比文」の意味は「八股」と同じで、八段の並列した対句の文章のことである。「四書文」は出題される題目が、すべて『四書』からのものであり、それにちなんで「四書文」と呼ばれる（『清代八股文』二、源流和歴史・二三頁～二四頁・清史知識叢書・中国人民大学出版社・一九九四年刊）。

また、盧前も次のようにいう。

八股文は一に八比文、或いは四書文を作る。或いは制藝と曰う。之を稱して時文と爲す者は古文と對待して言うなり（『八股文小史』第一章 帖括經義之變體・一葉・商務印書館・民國二十六年刊）。

試験制度について、江國霖（字は筱飄。四川大竹の人。道光十八年〔一八三八〕戊戌科一甲三名（探花）の進士）は、漢代より宋代にいたるまで、試験方法を改めてきて、最終的に制義（八股文）に落ち着いたという。

制藝の興るは、其れ人心の已むを容れざる者なるか。漢は士を取るに制策を以てし、其の弊なるや、泛濫にして用に適せず。唐は試賦を以てし、其の弊なるや、浮華にして實に歸せず。宋は論を以てし、其の弊なるや、膚淺（浅はか）にして理に根ざさず。是に於いて經に依りて義を立つの文 出づ。名づけて制義と曰う。蓋し「窮まれば則ち變じ、變ずれば則ち通ず」（『易』繫辭下），人心の已むを容れざる者は、即ち世運の升降剝復の自然な

り……（「制義叢話序」『制義叢話』卷首・一葉）

そして、八股文の内容について商衍鑒は、次のように述べる。

其の體制に至れば、焦循の「時文説」に曰く、「寛平（広々として平坦）を御して奥思有り、恒庸^{ふつう}に處して危論（正論）を生ず。諸子に於いて近しと爲す、然れども諸子の説は己に根づき、時文の意は題〔目〕に根づく。實に六藝・九流・詩賦の外に於いて、別に一格を具う」（「時文説一」『雕菰樓集』卷十・十九葉）と。江國霖の「制義叢話序」に曰く「制義は、事を指すに策に類し、理を談ぜば論に似たり。材を取るに賦の博きが如く、律を持するに詩の嚴なるが如し」（『制義叢話』卷首一葉）と。之を究むるに、束縛は策・論に過ぎ、措詞は詩賦より隘^{せま}し。而して又た數千年以後の人を以て數千年以上の發言する人の語意を追模し、「聖賢に代わりて立言す」と曰う（『清代科舉考試述錄』第七章 八股文、試帖試概紀及舉例釋義・二二七頁：生活・讀書・新知三聯書店・一九八三年第二次印刷）。

八股文は、策・論よりも束縛が厳しく、言葉の使い方は詩賦よりも限定される。そして、数千年後の人間が、数千年以上も前人の発言を追模して文を書く。つまり、八股文は修辞上かなり厳しい規則があり、「聖賢に代わりて立言する」立場から文章を書くものだというのである。

たとえば、阮元の學海堂で学んだ梁傑（廣東高要の人。生員）が「之（八股文）を尊ぶ者は、以て聖賢に代わりて立言すと爲す」（梁傑「四書文源流考」・道光五年（一八二五）刊『學海堂集』卷八・十四葉）というように、この「聖賢に代わりて立言する」ということが、八股文の根本的な考え方であった。

拙稿では、主に清朝の人たちがどのように八股文を理解していたのかを検討してみたい。そのために、最初に清朝の人たちが八股文の起源をどこに求めようとしたのか、続いて明・清の八股文の歴史的な変遷を主に清朝の人たちによる八股文作家の評価を通じて考えたい。そして「聖賢に代わりて立言す」という八股文が、明・清の思想史とどうかかわって行ったのかを考えてみるつもりである。

(1) 八股文の起源

盧前は、八股文の起源を次のように説明する。

其（八股文）の淵源を考るに、唐の帖括に出づと謂う有り、宋の經義に出づと謂う有り。或いは創むるに王安石（天禧五年〔一〇二一〕～元祐元年〔一〇八六〕）よりすと云う、或いは張才叔（張庭堅）に昉まると云う。之を要するに、帖括・經義の變體と爲す。體を具うるの八股文は則ち明の成化（一四六五年～一四八七年）の世に始まるが若し……（『八股文小史』第一章 帖括經義之變體・一頁・商務印書館・民國二十六年刊）。

八股文は、唐の帖括や宋の經義に淵源する所たり、王安石や張才叔（名は庭堅。元祐〔一〇八六年～一〇九四年〕年間の進士）に始まる所たりする。つまりは、帖括・經義の変化したものであり、八股文として形式が整うのは、明の成化年間であろうと述べる。漠然とした言い方である。しかし八股文の起源についての議論を見ると、これが最も妥当な要約であると考えられる。

そもそも、清朝の人たちの議論は、八股文の持ついくつかの側面に注目してその起源を述べたものとなっている。その側面とは、八股の形式・經書解釈・四書から出題の時期・「聖賢に代わりて立言する」である。

(1) 清の趙翼（字は雲松、号は顧北。江蘇陽湖の人。雍正五年〔一七二七〕～嘉慶十九年〔一八一四〕。乾隆二十六年辛巳恩科〔一七六一〕一甲三名（探花）の進士）の『陔餘叢考』に、『唐書』選舉志（『新唐書』・志第三十四・選舉志上）に「楊綰 疏言するに、明經〔科の受験生〕は但だ帖括を記〔憶〕するのみ」と。按するに『文獻通考』（卷二十九・選舉考二・舉士）に「唐制、帖經もて士を試む。後に應試する者多きを以て、孤章・絕言に帖しあて之を惑わすに至る。應試する者は乃ち幽隱を索め、編して試賦と爲す。[それは]數十篇に過ぎざるも、難き者は悉く備われり」と。此れ即ち所謂ゆる帖括なり（『陔餘叢考』卷二十九・十九葉・「帖括策括」条）。

とある。帖括とは、試験に出そうなところを要領よくまとめた参考書であろう。

なお、帖經とは、經書の伏字をあてさせる試験方法である。『通典』によると、經書の両端をおおって一行だけを残し、その一行の中の三字を残して貼り紙（帖）して、その貼り紙したところを隨時増減したりして、口頭で答えさせものであった。

帖經とは、習う所の經を以て其の両端を掩い、中間は唯だ一行のみを開き、紙を裁ちて帖おもと爲す。凡そ三字を帖し、隨時増減す……（『通典』卷十五・選舉三・歷代制下大唐考績）。

そこでこの四つの側面から清朝の人たちの考えた八股文の淵源についての問題を検討してみたいと思う。なお、「聖賢に代わりて立言する」ことが元曲と関係するとした議論も最後に付け加えて考えてみたい。

(i) 形式

八股文の対句の形式に着目し、その起源を考察したものに、毛奇齡（字は大可、号は西河。浙江蕭山の人。明・天啓三年〔一六二三〕～清・康熙五十五年〔一七一六〕。康熙十八年〔一六七九〕己未科博學鴻儒の二等十九名）がいる。毛奇齡は、次のように述べる。

從來の應舉の文 制策に始まり、既にして詞賦なり、又た既にして經義（經文解釈）・帖括なりて、止まる。元の仁宗（一三一年～一三二〇年）朝より、實に創めて八比の法を爲し、帖括（毛奇齡は帖括を帖經の意味で用いる）を改め去り、首に四書文を以て士を取る。更めて書義と名づけ、別に體製を立て、破題と曰い、接題と曰い、小講と曰い、官題と曰い、中比・後比と曰い、原經と曰い、結尾と曰う。是に于いて書契以來、遂に八比の一法は人の世の間に在り。……選家 學無く、八比文を稱して制藝と爲す。夫れ制科（正規の試験以外に、天子自身が優秀な人材を試みるもの）もて士を取るは、皆な天子 親しく庭に試む。八比は有司に試み、並びに制に非ざるなり。
又た以て八比 宋に始まると爲し、偽造し王荊公（王安石）・曾子固（曾鞏）・

(2) 毛奇齡より後になるが、『四庫全書總目提要』の「書義矜式」条に、
……元の仁宗の皇慶（一三一二年～一三一三年）の初め、復た科舉を行ない、仍お經義を用う。①體式 宋に視べて小變すと爲す。其の格律を綜すれば、破題・接題・小講有りて之を冒子と謂う。冒子の後、官題に入る。官題の下、原題有り・大講有り・餘意有りて亦た從講と曰う。又た原經有りて亦た考經と曰う。結尾有り。承け襲うこと既に久しくして、②穴長繁複（煩瑣）を以て厭う可しと爲す。或いは稍稍 之を變通す。而して大要は冒題・原題・講題・結題有り、則ち一定にして易うる可からず……（『四庫全書總目提要』卷十二・經部十二 書類二・「書義矜式六卷」条）。

- ①「書前提要」は、「經義一篇を用う。其の體式……」を作る。
- ②「書前提要」は、「……既に久しくして、作者 穴長繁複を以て厭う可しと爲す……」を作る。

とある。

蘇子瞻（蘇軾）・子由（蘇轍）の諸文を爲りて以て斯の世を誣惑す。夫れ八比の矜式（モデル）は元 實に之を始む。宋の時は書義 尚お未だ行なわれず。焉んぞ得る所の八比にして之に預かり用いんや……（「先正小題選序」『西河文集』序三十四・十二葉）。

八股文の八比（八股）の形式は、宋代からではなく、元の仁宗に始まるという。

そして、次に述べるように唐の進士科の試験で用いられた詩賦に淵源するとする。

そもそも世 亦た試文（八股文）の八比の何れの昉まる所なるかを知るか……
唐制の〔詩賦を用いて〕士を試みる〔方法〕は、漢・魏の散〔文〕・詩を改め、限るに比語を以てし、破題有り、承題有り、頷比・頸比・腹比・後比有り、而る後に結を以て之を收む。六韻の首・尾は即ち起・結なり。其の中の四韻は即ち八比なり。然らば則ち試文（八股文）の八比もて此れに視ぶるなり……（「唐人試帖序」『西河文集』序二十九・一葉～二葉）。

このように毛奇齡によると、八股文のいわゆる八股の対句を用いる形式は、元の仁宗に始まる。その淵源は唐代の試験の形式に求められるという。

錢大昕（字は曉徵、又の字を及之。号は辛楣、また竹汀居士と号す。江蘇嘉定の人。雍正六年〔一七二八〕～嘉慶九年〔一八〇四〕。乾隆十九年〔一七五四〕甲戌科二甲四十名の進士）も、次のように述べる。

……宋の熙寧（一〇六八年～一〇七七年）中、經義を以て士を取る。五七言の體を變ずと雖も、士大夫 排偶を習う。⁽³⁾〔また〕文氣 疎暢（流暢）なりと雖も、其の兩兩の相い對すること、猶お故あるが如きなり……（『十駕齋養新錄』卷十・「經義破題」条）。

宋代になって經義を用いて試験がなされるようになるものの、その經義にはやはり唐代の詩文で用いた対句の影響が続いているという。

また、阮元（字は伯元、号は芸臺。江蘇儀徵の人。乾隆二十九年〔一七六四〕～道光二十九年〔一八四九〕。乾隆五十四年〔一七八九〕己酉科二甲三名の進士）の學海堂で学んだ周以清（廣東順徳の人。生員）は、はつきりと言う。

……今の制藝（八股文）の排比（配列）・聲調・裁對・整齊（秩序がある）に比すは、即ち唐人の試みる所の律詩・律賦なり。貌殊にすと雖も、體は則ち一なり……（周以清「四書文源流考」『學海堂集』卷八・二十九葉）。八股文の対句や音韻などの形式上の淵源は、唐の律詩・律賦だとするのである。同じく學海堂で学んだ侯康（字は君模。廣東番禺の人。嘉慶三年〔一七九八〕～道光十七年〔一八三七〕。道光十四年〔一八三四〕の優貢舉人）は、八股の法の形成を次のように考える。

八股の法は『明史』（卷七十・志第四十六・選舉二）に亦た「太祖と劉基に定めらる」と謂う。『日知錄』（卷十六・「詩文格式」条）は則ち「天順（一四五七年～一四六四年）以前、〔經義〕の文、〔傳注を敷衍するに過ぎず〕或いは對〔句〕に或いは散〔文〕にす。初めは定式無し」・八股の「始まるは成化（一四六五年～一四八七年）以後よりす」と謂う。因りて成化二十三年（一四八七年）の會試の「樂天者保天下」（『孟子』梁惠王下）文と宏（弘）治九年（一四九六年）の會試の「責難于君謂之恭」（『孟子』離婁上）文を挙げて証と爲す。然れども成化の前に已に八股を用いる者有り。于忠肅（于謙）の「不待三，然則子之失伍也亦多矣」（『孟子』公孫丑下）文・王宗貫（王恕）の「知者樂水」（『論語』雍也）一節、及び「鄉人皆好之」（『論語』子路）一節文の類、皆な八股の格なり（侯康「四書文源流考」『學海堂集』卷八・四十四葉）。

八股の対句の方式が定まったのは、『明史』では明初だというものの、『日知錄』

✓ (3) 『宋史』選舉志（卷一百五十五・志第一百八・選舉一 科目上）によると、大觀四年（一一〇年）に次のような提議がなされている。

臣僚 言う「場屋の文 専ら偶麗を尚とぶ。題〔目〕 兩つの意無しと雖も、必ず釐めて二と爲し、以て對偶に就かんと欲す。其〔の題目〕の理趣（筋道と意味合い）に超詣（ぬきんでて到る）する者、指に反して以て澹泊と爲す。請う考官を擇びて之に戒飭し、其の理致（意味合い）有る者を取りて、其の強いて對偶を爲す者を黜ければ、稍や文弊を救わんことに庶幾からん」と（『宋史』卷一百五十五・志第一百八・選舉一 科目上）。

答案に強いて排偶を用いた者を黜けるようにといふのである。ここでいう「場屋の文」が詩賦なのか經義なのかについてははっきりしない。しかし、対句を用いて回答するのが持てはやされていたことは理解できるであろう。

は成化（一四六五年～一四八七年）以後だとする。しかし、于謙（字は廷益、号は節菴。諡は肅愍、萬曆中に忠肅に改められる。浙江錢塘の人。一三九八年～一四五七年。永樂十九年〔一四二一〕辛丑科三甲九十二名の進士）や王恕（字は宗貫。陝西三原の人。永樂十四年〔一四一六〕～正德三年〔一五〇八〕。正統十三年〔一四四八〕戊辰科三甲三十名の進士）の成化以前の制義はすでに八股文の格式を備えていると、侯康はいう。

続けて、兩扇の格式についても、『日知錄』の考えに異議を唱える。

『日知錄』（卷十六・「詩文格式」条）に又た謂う「兩扇の立格あり」〔割注：原註に題本（題目）　兩對（対句になっている）すれば、文も亦た兩大對するを謂う〕、則ち每扇の中、各々四股有り」と。此れ亦た成化に始まらず。商素菴（商輅）〔の正統十年〔一四五五〕〕の「父作之、子述之」（『中庸』第十八章・第一節）文、是れなり（侯康「四書文源流考」『學海堂集』卷八・四十四葉）。

商輅（字は弘載、号は素菴。浙江淳安の人。永樂十二年〔一四一四〕～成化二十二年〔一四八六〕。正統十年〔一四五五〕乙丑科一甲一名（狀元）の進士）の正統乙丑（一四四五年）に書かれた（俞長城『可儀堂一百二十名家制義』卷之二による）制義にこの形式のものがあるというのである。

また、排偶も明から始まるのではないとする。

且つ排偶も亦た并びに明より始まらず。楊誠齋（楊萬里）の「國家將興」（『中庸』第二十四章）二句及び「楊墨之道不息」（『孟子』滕文公下）二句文は、已に四股有り。「于治國家」（『孟子』梁惠王下）二句文に至れば、六股有り。汪六安（汪立信）の「天之方蹶」（『孟子』離婁上）二句文は四股有り。「與讒諂面諛之人居」（『孟子』告子下）二句及び「天下有道、則政不在大夫」（『論語』季氏）文は六股有り。「躬自厚、而薄責于人」（『論語』衛靈公）一節文は、則ち居然として八股なり（侯康「四書文源流考」『學海堂集』卷八・四十四葉～四十五葉）。

宋の楊萬里（字は廷秀、号は誠齋。吉水の人。宣和六年〔一一二四〕～開禧二

年〔一二〇六〕。紹興二十年〔一一五〇〕の進士)と汪立信(字は誠甫、又の字は紫源。安徽六安の人。淳祐六年〔一二四六〕の進士)に先例があるとする。

そして、侯康は、次のように結論する。

然らば則ち八股の法は殆ど紹興(一一三一年～一一六二年)・淳祐(一二四年～一二五二年)に開かる。洪武(一三六八年～一三九八年)に定まり、而して成化(一四六五年～一四八七年)以後に盛んになる者なるか(侯康「四書文源流考」『學海堂集』卷八・四十五葉)。

八股の格式は、南宋に始まり、明の初めに規定化され、明の成化年間以後に盛んになったというのである。

ただし、(iv)でも検討するが、侯康は、

……惟だ楊誠齋(楊萬里)の傳文三首・汪六安(汪立信)の傳文五首は今
の體と略ぼ同じ。亦た其の果たして眞に出づるや否やを知らざるのみ……
(侯康「四書文源流考」『學海堂集』卷八・四十三葉)。

と述べ、伝えられる宋の楊萬里と汪立信との經義を疑問視している。そのため、「殆ど紹興・淳祐に開かる」という表現になっているのだろうか。

(ii) 經書解釈

宋の科舉で実施されるようになった經義とは經書解釈のことである。俞長城・胡鳴玉・梁劍華・梁章鉅・紀昀・侯康などは、その經義に八股文の源流を求めるとした。八股文の經書解釈の側面を重視し、その観点から八股文の起源を考察したのである。

俞長城(字は寧世、号は碩園。浙江桐鄉の人。康熙二十四年〔一六八五〕乙丑科三甲五名の進士)は宋の王安石から制義(八股文)が始まったと断言する。

制義の興るは半山(王安石)に始まる。半山(王安石)の文は其の體二有り。或いは謹嚴(一分のすきもない)・峭勁(剛健)にして題に附して詮釋(解釈)するものなり、或いは震蕩(振動して)・排奡(力強く)にして獨り己の見を抒ぶるものなり。一は則ち時文の祖なり。一は則ち古文の遺なり……

(俞長城「題王半山稿」『可儀堂一百二十名家制義』卷之一・二葉～三葉・「王半山稿」条)。

王安石の文には、經書の題目を解釈するものと、自己の意見を述べるものがある。そのうち、題目を解釈するものが制義（八股文）の起源となったという。そして清初に提出されたこの意見が、いろいろ批判はあるものの、清朝では議論の出発点となる。

俞長城の少し後の胡鳴玉（字は廷佩、一字は吟鷗。江蘇青浦の人。康熙二十九年〔一六九〇〕～？）は、『訂謗雜錄』で宋代に実施された「經大義（經義）」が内容上においての八股文の祖となったという。しかし、その形式は定まらず。八股文は明の成化（一四六五年～一四八七年）年間以後に成立したと考える。

今の八股文は、或いは王荊公（王安石）に始まると謂い、或いは明の太祖（洪武帝）に始まると謂うも、皆な非なり。案するに『宋史』（志第一百八・選舉一 科目上）に熙寧四年（一〇七一）、試賦及び明經諸科を罷め、經義・論・策を以て進士を試み、中書に命じて大義式を撰して頒行せしむ、と。

[そこで] 謂う所の經大義は即ち今の時文の祖なり。然れども初めは未だ八股の格を定めず。即ち明初の百餘年 亦た未だ八股の名有らず。故に今日の見る所の先輩の八股文は、成化以前の天順（一四五七年～一四六四年）・景泰（一四五〇年～一四五七年）・正統（一四三六年～一四四九年）・宣德（一四二六年～一四三五年）・洪熙（一四二五年）・永樂（一四〇三年～一四二四年）・建文（一三九九年～一四〇二年）・洪武（一三六八年～一三九八年）の百年の中の若きは、一篇の傳わるもの無きなり……（『訂謗雜錄』卷七・「八股文緣起」条）。

梁章鉅は、祖父の梁劍華（字は執瑩、又の字は天池。乾隆年間〔一七三六年～一七九五年〕の諸生）の意見を『制義叢話』に引用する。

『書香堂筆記』に云う、制義を考え論するに、本より應に前明より斷むべし。
然れども俞桐川長城の百二十名家の選有りてより、託して北宋の諸公に始まるとするも、則ち竟に大輶の椎輪（蕭統「文選序」：物の始まり）を不問に

置くを得ず。[そこで] 俞桐川（俞長城） 謂う、制義は王安石より創まる、^{はじ}と。方望溪（方苞）は則ち謂う、制義は吳才叔に昉まる、^{はじ}⁽⁴⁾と。皆な北宋の人なり。今、^{▽▽}吳才叔の「自靖人自獻于先王」（『書經』微子）一篇を考うるに、呂東萊（呂祖謙）の編する所の『宋文鑑』に見ゆ。而して俞桐川（俞長城）の錄する所の王荊公（王安石）の文數篇は則ち據る所何れの本なるかを知らず（『制義叢話』卷三所引・一葉）。

八股文の起源は明代からと考えるべきであるが、俞長城は北宋の王安石からとし、方苞は張（吳）才叔であるとする。しかし王安石のものは出所が定かでないという。

梁章鉅（字は闊中、又の字を茝林。号は茝鄰、晩年に退庵と号す。福建長樂の人。乾隆四十年〔一七七五〕～道光二十九年〔一八四九〕。嘉慶七年〔一八〇二〕壬戌科二甲九名の進士）も、「制義叢話例言」で次のように述べる。

宋の王半山（王安石） 始めて制義を作る。[しかし]『宋史』本傳中に此の語無し。起ころに何れの時よりするかを知らず。近人の見る所は、則ち俞桐川（俞長城）の『百二十名家選』（『可儀堂一百二十名家制義』）の首巻の錄する所なるのみ。然れども俞の錄する所は又た王半山（王安石）・蘇頴濱（蘇轍）・陸子靜（陸九淵）・陳君舉（陳傅良）・汪六安（汪立信）・文信國（文天祥）の六人に止まる①。而るに北宋の『劉安節集』（劉左史集）②中に程試の經義の作有り。又た朱良矩の『經義模範』に亦た宋の張才叔・姚孝甯（寧）・吳師孟・張孝の四人の經義を載す。並びに元代の倪士毅・王充耘は、亦た各々經義の程式有るも、皆な未だ之を載せず。是れ此の事の原

(4) 『宋文鑑』には吳才叔を張才叔とする。また、今のところ方苞の文集には、この発言は見出せない。『四庫全書總目提要』の「欽定四書文」条に、

卷首に恭しく諭旨を載せ、次は〔方〕苞の奏摺と爲す。又た次は凡例八則と爲し、亦た〔それは方〕苞の述ぶる所にして、以て持擇の旨を發明す。蓋し經義は宋に始まる。『宋文鑑』中の載する所の張才叔の「自靖人自獻于先王」（『書經』微子）一篇は、即ち當時の程試の作なり……（『四庫全書總目提要』卷一百九十・集類四十三 總集類五・「欽定四書文四十一卷」条：「書前提要」は「旨」を「指」に作る）。
とあるのを方苞の発言として引用したとも考えられる。

始に於いて、亦た尚お「語りて未だ詳らかならず」(韓愈「原道」)。惟だ俞[長城]の選 已に家ごとに其の書有れば、人 共に曉る所なり……(『制義叢話』「制義叢話例言」・一葉)。

①俞長城『可儀堂一百二十名家制義』の卷一・卷二には、宋人の文として王安石・蘇轍・陸九淵・陳傅良・汪立信・文天祥以外に、楊萬里(字は誠齋)のものが収められている。

②劉安節:字は元承。永嘉の人。元符三年(一一〇〇年)の進士。その經義について『四庫全書總目提要』は、

……經義 尤も明白條暢なり。蓋し當時の太學の程式にして、
はじめ 後來の八比の權輿なり……(『四庫全書總目提要』卷一百五十五・
集部八 別集類八・「劉左史集四卷」条:「書前提要」は「明白」
二字なし)。

という。

王安石が制義を始めて作ったというが、その作品として伝わっているのは『可儀堂一百二十名家制義』所収のものだけである。また、そこに収められている六(七)人以外にも、伝わっている經義があるという。ただ俞長城の『可儀堂一百二十名家制義』は非常に流行した書物であるため、王安石が制義を創設したと考えられるようになったとするのである。

また、紀昀(字は曉嵐、一字は春帆、晩年に石雲と号す。河北獻縣の人。雍正二年〔一七二四〕～嘉慶十年〔一八〇五〕。乾隆十九年〔一七五四〕甲戌科二甲四名の進士)も、經義を用いて試験を行なうことは王安石に始まるとするものの、その伝えられる文には疑問を抱いている。ただ、宋の張才叔(張庭堅)のものが、經義の初式であるという。

竊に惟うに經義もて士を取るは、宋の王安石より昉まる。然れども俞長城刻する所の〔王〕安石の諸作は、寥寥たる數行にして、語錄・筆記の如し。程試(試験答案)の制 定めて斯の如からず。其の〔俞長城の『可儀堂一百二十名家制義』に〕出るは何れの書よりするかは、亦た考證す可き無し。

疑うらくは近時の好事者の爲す所ならんか。惟だ『宋文鑑』載す張才叔の「自靖人自獻于先王」（『書經』微子）一篇は、發揮明暢（明白で流暢）にして、論の體と畧ば同じ、當に卽ち經義の初式なり。元の延祐（一三一四年～一三二〇年）中、科舉の法を定め、經義と經疑とを並び用う。其の今に傳わる者は、經疑に『四書疑節』有り、經義に『書義卓躍』有りて、以て畧ば其の大凡を見る可し。明 元の制に沿り、小しく變通を爲す。吳伯宗（吳祐：江西金谿の人。洪武四年〔一三七一〕辛亥科一甲一名（狀元）の進士）の『榮進集』中に尚お其の洪武辛亥（洪武四年〔一三七一〕）の會試卷を全載す。大抵皆な義理を闡明し、未だ嘗て才を矜り博きを炫かすを以て相い高しとせず。成化（一四五六年～一四八七年）の後、體裁 漸く密に、機法漸く増す……（「甲辰〔乾隆四十九年〔一七八四〕〕會試錄序」『紀文達公遺書』卷八・一葉～二葉）。

紀昀の文とほぼ同時期に書かれた『四庫全書總目提要』でも、四庫館臣たちは、愈長城の書物に引用されるものについては疑問視し、『經義模範』に収められた張才叔などの經義を初期のものとする。

……〔『經義模範』の〕錄する所 凡そ宋の張才叔・姚孝寧・吳師孟・張孝の四人の經義 共に十六篇。其の弁首は卽ち〔張〕才叔の「自靖人自獻於先王」（『書經』微子）の一篇なり。呂祖謙 〔宋〕文鑑に錄入する者なり。時文の變 千態萬狀にして愈々遠くして愈々其の宗を失う、亦た愈々工にして愈々道に遠ざく。今、其の〔張才叔などの〕初體を觀るに明白切實なること乃ち此の如し。……康熙（一六六二年～一七二二年）中、編修の愈長城 嘗て北宋より國初に至る經義を輯めて一百二十名家藁を爲す。然れども錄する所の王安石・蘇轍諸人の作の如きは、皆な何れの書に出で自るかを言わず。世 或いは焉を疑う……（『四庫全書總目提要』卷一百八

(5) 「書前提要」には、「乾隆四十六年〔一七八一〕五月恭校上」とあり、總纂官の紀昀・陸錫熊・孫士毅と總校官の陸費墀の署名がある。すると、こここの提要は、紀昀の意見が反映しているとも考えられる。

十九 集部四十二 總集類四 「經義模範一卷」条:「書前提要」は「張孝」を「張孝祥」に作る。「言わず」を「盡く知る能わざ」に作る)。

阮元の學海堂で学んだ侯康は、試験の実施方法の変遷から、八股文の淵源について考察する。侯康は、まず唐代の帖經と宋代の經義とについて説明していく。

四書文（八股文）は、今 之を帖括と謂う。帖括の二字は唐に始まる。唐は明經・進士の二科を制す…… [楊] 級は寶應二年（七六三）の上疏に于いて言う、「明經は但だ帖括（受験参考書）を記 [憶] するのみ。請うらくは習う所の經に于いて大義を取り、諸家の學を聽き、[試験は] 每に問經十條、對策三道とし、『孝經』『論語』『孟子』を以て兼ねて一經と爲さん」（『新唐書』卷四十四・志第三十四・選舉志上），と。議 卒に行なわれず。然らば是の時、帖經の法 祇だ註疏を全寫せしめ、詞意の發明無し。今の舉業とは絶えて類せず（侯康「四書文源流考」『學海堂集』卷八・四十二葉）。

八股文は帖括とも呼ばれたことから、それが生み出された試験制度である唐代の帖經について触れ、八股文とは関係がないとする。帖經は、記憶力を試すのみのものだからというのである。

侯康は、続けて經義について説明する。そもそも經義とは宋代になって王安石によって始められたもので、以後ずっと継続したという。暗記力を試すだけの帖經と異なり、經義は、「經に通じ文采有るを須ちて、乃ち中格と爲す。但だに明經の墨義（筆記試験）の如く章句を粗解するのみならず」とあることから、かなり具体的に經書について議論を行なうものであった、と侯康は考える。なお、詩賦については廃止になったり、復活したりしたという。

宋の仁宗の嘉祐二年（一〇五七）、明經を増設し、試法 多く唐制の問義の如くし、亦た『論語』に及ぶ。神宗の熙寧（寧）四年（一〇七一）、王安石の議を用い、「更め科舉の法を定め、詩賦・帖經・墨義を罷め、士 各々『易』『詩』『書』『周禮』『禮記』一經を占治し、『論語』『孟子』を兼ぬ。毎試の初場は本經 [の大義十道]、次（第二場）は兼經の大義凡そ十道なり。[大] 義を試みる者は經に通じ文采有るを須ちて、乃ち中格と爲す。但だに明經の墨

義（筆記試験）の如く章句を粗解するのみならず」と。經義の興るは此に始まる。哲宗の元祐二年（一〇八七），科場を更めて本經義二通，『[論]語』・『孟[子]』義各一道を治む。皆な第一場に在り。⁽⁶⁾是に于いて『[論]語』『孟[子]』義⁽⁷⁾益ます重んぜらる。紹聖（一〇九四年～一〇九八年），詩賦を罷む。建炎（一一二七年～一一三〇年），詩賦を復す。而して經義は則ち一たび成りて變ぜず（侯康「四書文源流考」『學海堂集』卷八・四十二葉）。

そうして，侯康は，八股文の源流として唐・宋の問大義を挙げる。侯康は，問大義を「章句を粗解す」るのみだが「略ぼ發明有り」としたものであると理解する。

經義は今帖括の名に仍ると雖も，實は帖括の體に沿るに非ず。其の體は當に是れ唐・宋の問大義に沿る。蓋し問大義は章句を粗解すと雖も，然れども亦た略ぼ發明有り。較や帖經の徒の記誦を取る者に勝れり。〔唐の〕楊綰の帖括を廢するの請うを觀て，但だ問大義〔割注：〔唐の〕楊綰の意は，人 諸家の學に通ぜんと欲す。僅かに章句を解するに非ざるなり。然れども其の體は則ち一なり〕亦た概見す可し〔割注：『明史』選舉志（卷六十九・志第四十五・選舉一）に謂う，「明初の文〔……〕書の旨の明哲なるを取るのみ。華采を尚とばず」と。『日知錄』（卷十六・「詩文格式」条）に亦た謂

(6) この箇所は，『宋史』選舉志では，次のようになっている。

是〔熙寧四年（一〇七一）〕に於いて，法を改め，詩賦・帖經・墨義を罷め，士 各々『易』『詩』『書』『周禮』『禮記』一經を占治し，『論語』『孟子』を兼ぬ。每試は四場あり。初〔場〕は大經①，次（第二場）は兼經の大義（經義）凡そ十道なり〔割注：後『論語』『孟子』義各三道に改む〕。次（第三場）は論一首。次（第四場）は策三道，禮部試は即ち二道を増す。中書 大義式を撰し頒行す。〔大〕 義を試みる者は經に通じ文采有るを須ちて，乃ち中格と爲す。但だに明經の墨義の如く章句を粗解するのみならず……（『宋史』卷一百五十五・志第一百八・選舉一 科目上）。

①『續資治通鑑長編』（卷二百二十・熙寧四年二月丁巳条）には，「大經」を「本經」に作る。

これによると，実施方法は次のようになる。

- 第一場 大（本）經（『易』『詩』『書』『周禮』『禮記』）大義十道
- 第二場 兼經（『論語』『孟子』）大義十道（後に『論語』『孟子』義各三道に改められる）
- 第二場 論一首
- 第三場 策三道

う「天順（一四五七年～一四六四年）以前の經義は、亦た傳註を敷演するに過ぎず」と。是を以て章句を解するに異なり無し]。元の制は竟に易えて本經義・四書義と爲す、則ち尤も問大義と相い類す。明初の洪武三年（一三七〇）、科を開き、尚お四書疑問と四書義と有りて並びに行なわる。『大學』の「古之欲明徳于天下者」二節、『孟子』の「道在邇而求諸遠」（離婁上）一節もて合わせて一題と爲し、二書の言う所の平天下の大指の同異を問う。

[割注:此の事は『明史』選舉志に載せず、『日知錄』（卷十六・「經義論策」

- ✓(7) この時、詩賦進士と經義進士との二本立てとなる。なお、『宋史』（卷一百五十五・志第一百八・選舉一・科目上）・『宋會要輯稿』（卷三・貢舉雜錄・元祐四年四月十八日条）などによると、元祐二年（一〇八七）ではなく、元祐四年（一〇八九）となっている。侯康は、『文獻通考』の「元祐二年」条（卷三十一・選舉考四・舉士・元祐二年条）にこの文章が引用されるのによって、「元祐二年」と考えたのであろうか。また、『續資治通鑑長編』（卷四百二十五・元祐四年四月戊午条）では、元祐四年四月戊午に掛けているが、割注に「按するに、[元祐]二年十一月十二日に已に四場の法度を立つ」とある。

『宋史』選舉志には次のようにある。

[元祐]四年、乃ち經義・詩賦の兩科を立て、律義を試みるを罷む。凡そ詩賦進士は、『易』『詩』『書』『周禮』『禮記』『春秋左傳』の内の一經を習うを聽す。初（第一場）は本經義二道・『論語』『孟子』義各一道を試み、次（第二場）は賦及び律詩各一首を試み、次（第三場）は論一首、末（第四場）は子・史・時務策二道なり。凡そ專經進士は、須く兩經を習うべし。『詩』『禮記』『周禮』『左氏春秋』を以て大經と爲し、『書』『易』『公羊』『穀梁』『儀禮』もて中經と爲す。『左氏春秋』は『公羊』『穀梁』『書』を兼ねるを得、『周禮』は『儀禮』或いは『易』を兼ねるを得、『禮記』『詩』は並びに『書』を兼ぬ。二大經を習うを願う者を聽す。兩つの中經を偏占するを得ず。初（第一場）は本經義三道・『論語』義一道を試み、次（第二場）は本經義三道・『孟子』義一道を試み、次（第三場・第四場）の論・策は詩賦科の如し（『宋史』卷一百五十五・志第一百八・選舉一・科目上）。

それぞれの実施方法は次のとおりである。なお、侯康が「皆な第一場に在り」と述べているのは、詩賦進士の第一場についてのことであろう。

[詩賦進士]

第一場 本經義二道・『論語』『孟子』義各一道

第二場 賦・律詩各一首

第三場 論一首

第四場 子・史・時務策二道

[經義進士]

第一場 本經義三道・『論語』義一道

第二場 本經義三道・『孟子』義一道

第三場 論一首

第四場 子・史・時務策二道

条)に見ゆ]。[洪武]十七年(一三八四年)に至り、復た科舉を行ない程式を定めて頒行す。遂に四書疑問を廢して用いず。専ら四書義を用う(侯康「四書文源流考」『學海堂集』卷八・四十二葉~四十三葉)。

八股文は、試験の実施方法からみてみると、

(唐・宋)問大義 → (宋)經義 → (元)本經義・四書義
→ (明初)四書疑問・四書義 → (明)四書義(八股文)

と変化していったと考えるのである。

商衍鑑は、八股文は唐代の帖經とは関係がないという。記憶力を試験するだけだからというのである。なお商衍鑑は、帖括を本来の意味の受験参考書とはせず、記憶力を試みる試験である帖經の意味として理解している。

八股文は唐の帖括に仿うと謂う者有り。是を以て亦た帖括の稱有り。帖括は即ち帖經なり……帖經の法は只だ註疏を全寫せしむ。默書と今日の填題とに類し、既して詞意を増加し、推展發明せず、惟だ記誦に憑くのみにして、以て其の才學を觀るに足らず。故に唐人の帖括(帖經)を試みる者は、多く兼ねて詩賦と策・論とに及ぶ。是れ其の發題は經に原づくと雖も、其の實際を按するに、制義と固より相い類せざるなり(『清代科舉考試述錄』第七章 八股文、試帖試概紀及舉例釋義・第一節 八股文之源流・二二八頁~二二九頁：生活・讀書・新知三聯書店・一九八三年第二次印刷)。

では、八股文の源流を何に求めればよいのかというと、宋・元の經義であるという。そして、元代に実施された試験方法が、四書文(八股文)の起源となったとする。

若し源を宋・元の經義に溯れば、則ち頗る蹊徑の尋ぬ可き有り。經義は創むるに宋の王安石よりす。[王]安石 詩賦・帖經・墨義を罷め、士各々『易』『詩』『書』『周禮』『禮記』一經を占治し、『論語』『孟子』を兼ぬ。元の考試程式(試験実施方法)は、經義・經疑二問を用い、『大學』『論語』『孟子』『中庸』内に於いて出題す。是れ即ち四書文(八股文)の由り昉む所なり(『清代科舉考試述錄』第七章 八股文、試帖試概紀及舉例釋義・第

一節 八股文之源流・二二九頁：生活・讀書・新知三聯書店・一九八三年第二次印刷)。

ここでは經義に焦点をあてた議論を検討してみたが、侯康とそれを承けた商衍鑒とが、できるだけ制度上から淵源を求めるようとしたことが理解できる。それ以前の人たちは王安石が經義を創設したという愈長城の考えから、漠然と經義を八股文の經書解釈面での淵源と考えていたようである。

(iii) 四書を用いての出題

『四書』からの出題という側面を重視して、八股文の起源を述べたものにやはり學海堂で学んだ鄭灝若（廣東番禺の人。嘉慶十八年〔一八一三〕の拔貢生）がいる。鄭灝若も侯康と同じように試験の実施制度から考察を加える。

四書の文は、經義に原づき、^{はじ}冊まるに荆公（王安石）よりす。荆公（王安石）神宗の經學に篤意なるに因り、學校を興建するを請うも、蘇軾（景祐三年〔一〇三六〕～建中靖國元年〔一一〇一〕）^{そし}之を非る^①。他日、又た〔王安石は學校を興することは〕學ぶ者の意を經術に専らにし、以て古に復す可^{ちか}きに庶幾からんと言う。是に于いて法を改め、詩賦・帖經・墨義を罷め、士各々『易』『詩』『書』『周禮』『禮記』一經を占治し、『論語』『孟子』を兼ぬ。每試は四場あり。初〔場〕は大^{ママ}（本）經、次（第二場）は兼經の大義凡そ十道なり。後、〔第二場を〕『論語』『孟子』義 各三道に改む。⁽⁸⁾元祐四年（一〇八九）、律義を試みるを罷め、専ら經義・詩賦の兩科を立つ。皆な各々〔論〕語『孟〔子〕』義二道を試む。此れ則ち四書文の因り昉む所なり。第（第）だ史は只だ〔論〕語『孟〔子〕』もて命題すと言い、『大學』『中庸』に及ばず。之れ有るは、當に南渡以後に在るべし〔割注：『宋史』卷一百五十六・志一百九〕選舉志〔二〕に朱子（建炎四年〔一一三〇〕～慶元六年〔一二〇〇〕）常に私義を爲して詩賦を罷め、諸經・子・史・時

(8) 注6参照。

(9) 注7参照。

務の年を分かたんと欲す。諸經は子・午・卯・酉の四科を以て之を試む。皆な『大學』『論語』『中庸』『孟子』義一道を兼ぬ，と②。議 未だ上らずと雖も，天下 之を誦す】（鄭灝若「四書文源流考」『學海堂集』卷八・一葉）。

①（項煜序七十五巻本）『東坡先生全集』卷二十五「議學校貢舉狀」。

②『晦庵先生朱文公文集』卷六十九「學校貢舉私議」を節略。

四書文（八股文）は，經義に基づいたものであり，王安石がそれまでの詩賦・帖經・墨義をやめて，『易』『詩』『書』『周禮』『禮記』『論語』『孟子』から出題したことから始まるという。そして，その王安石の実施方法を変更した元祐四年（一〇八九）に詩律義を罷め，専ら經義・詩賦の兩科を立てて，『論語』『孟子』を重視したのが，実質的な四書文の始まりであるとする。『大學』『中庸』は南宋になってから加えられるようになるという。ただし，鄭灝若はその論拠として，朱子の「學校貢舉私議」の提案を割注に引用するのみである。

そして，鄭灝若は，『四書章句集註』を用いての試験実施は元代になるという。

元の太宗の時，耶律楚材（宋・紹熙元年〔一一九〇〕～一二四三年） 儒術を用いて士を選ばんことを請い，之に従う [割注：『元史』選舉志（卷八十一・志第三十一・選舉一）に「九年〔秋八月〕に詔して朮忽禡・劉中に命じて論及び經義・詞賦を以て三科に分かち，諸路に考試せしむ」と]。仁宗の皇慶二年（一三一三年），中書省の臣 奏すらく，科舉の事は立德を専らにし明經の科を行なわんことを。乃ち詔を下し，條目の頒行に及び，出題亦た四子の書を用う [割注：『元史』選舉志（卷八十一・志第三十一・選舉一）に云う，「考試程式（試験実施方法），蒙古・色目人の第一場は經問五條。『大學』『論語』『孟子』『中庸』の内より設問し，朱氏の『[四書] 章句集註』を用う。其の義理の精明にして文辭の典雅なる者もて中選と爲す。[……] 漢人・南人の第一場は明經經疑二問。『大學』『論語』『孟子』『中庸』の内より出題す。並びに朱氏の『[四書] 章句集註』を用う。復た己の意を以て之を結び，三百字以上に限る】]。後，元統（一三三三年～一三三四年）に至

り、稍や更に益す有り。而れども其の大要 倶に舊制に仍る（鄭灝若「四書文源流考」『學海堂集』卷八・一葉）。

明代になると、八股文の原型である四書義が実施されるようになる。これが、成化（一四五六年～一四八七年）年間に八股の形式を備えたいわゆる八股文となると鄭灝若はいう。

明初は即ち國學を置き、毎月經書義各一道を試む。諸生の應試の文は舉業と通稱さる。四書義一道は二百字以上、經義一道は三百字以上、書の旨を取ること明瞭にし、華采を尚とばず、其の命題 専ら四子の書及び『易』『書』『詩』『春秋』『禮記』の五經に取り、遂に定制と爲す（鄭灝若「四書文源流考」『學海堂集』卷八・一葉～二葉）。

染章鉅も、朱子の『四書章句集注』に基づいての試験実施は元代になってか

- ✓ (10) 『元史』選舉志に、次のようにある。

[元・皇慶二年（一三一三）] 考試程式（試験実施方法）、蒙古・色目人の第一場は經問五條。『大學』『論語』『孟子』『中庸』の内より設問し、朱氏の『[四書] 章句集註』を用う。其の義理の精明にして文辭の典雅なる者もて中選と爲す。第二場は策一道、時務を以て出題し、五百字以上に限る。漢人・南人の第一場は明經經疑二問。『大學』『論語』『孟子』『中庸』の内より出題す。並びに朱氏の『[四書] 章句集註』を用う。復た己の意を以て之を結び、三百字以上に限る。經義一道、各々一經を治め、『詩』は朱氏を以て主と爲し、『尚書』は蔡氏を以て主と爲し、『周易』は程氏・朱氏を以て主と爲す。已上の三經は、兼ねて古註疏を用う。『春秋』は三傳及び胡氏傳を用うるを許し、『禮記』は古註疏を用い、五百字以上に限り、格律に拘らず。第二場は古賦詔誥章表内科一道、古賦詔誥は古體を用い、章表は四六もてし、參えて古體を用う。第三場は策一道、經史時務の内もて出題す。浮藻を矜らず。惟だ務めて直述し、一千字以上に限りて成す（『元史』卷八十一・志第三十一・選舉一）。

これによると、実施方法は次のようになる。

蒙古・色目人

第一場 経問五条（朱子『四書章句集註』から出題）

第二場 策一道

漢人・南人

第一場 明經經義二問（朱子『四書章句集註』から出題）

經義一道（『詩』『尚書』『周易』『春秋（三傳と胡傳）』『禮記』から出題）

第二場 古賦詔誥章表内科一道

第三場 策一道

なお、鄉試・會試はこのとおりであるが、御試は、漢人・南人は策一道、蒙古・色目は時務策一道となる。

らだとする。また、答案の文字の字数制限もこの時に始まったという。

『元史』選舉志（卷八十一・志第三十一・選舉一）に云う、「考試格式（試験実施方法），蒙古・色目人は第一場經問五條。『大學』『論語』『孟子』『中庸』の内より設問し，朱子の『[四書] 章句集注』を用う。其の義理の精明にして文辭の典雅なる者もて中選と爲す。[……] 漢人・南人は第一場明經經疑二問。『大學』『論語』『孟子』『中庸』の内より出題す。並びに朱子の『[四書] 章句集注』を用う。復た己の意を以て之を結び，三百字以上に限る」，⁽¹²⁾ と。按するに此れ即ち顧亭林炎武の『日知錄』の云う所の四書疑①と今の制義の體 稍や異なれり。然れども今の制義の専ら朱子『[四書] 章句

✓ (11) 『太祖實錄』（卷之五十五・洪武三年八月条）には、次のようになっている。

……初場は四書疑問・本經義及び四書義の各一道，第二場は論一道，第三場は策一道なり。中式する者は後の十日にして，復た五事を以て之を試む。〔具体的には〕騎・射・書・算（算）・律を曰う。騎は其の馳驅の便捷なるを觀，射は其の中の多寡を觀，書は六義に通ず〔るを觀〕，算（算）は九法に通ず〔るを觀〕，律は其の決斷を觀る（『明太祖實錄』卷之五十五・洪武三年八月条）。

また、『明史』選舉志（卷六十九・志第四十五・選舉二）には、次のようになっている。

初め科舉を設けし時，初場は經義二道・四書義一道を試み，二場は論一道，三場は策一道なり。中式の後の十日，復た騎・射・書・算・律の五事を以て之を試む。後（洪武十七年〔一三八四〕），科舉の定式を頒き，初場は四書義三道・經義四道を試む。『四書』は朱子の『[四書] 章句集註』を主とし，『易』は程傳・朱子の「本義」を主とし，『書』は蔡氏傳及び古註疏を主とし，『詩』は朱子の「集傳」を主とし，『春秋』は左氏・公羊・穀梁の三傳及び胡安國・張治の傳を主とし，『禮記』は古註疏を主とす。永樂の間，『四書【大全】』『五經大全』を頒き，註疏を廢して用いず。其の後，『春秋』は亦た張治の傳を用いす。『禮記』は止だ陳澔の「集說」を用うるのみ。二場は論一道・判五道・詔誥章表内科一道を試む。三場は經史時務策五道を試む（『明史』卷六十九・志第四十五・選舉二）。

これによると，実施方法は次のようになる。

洪武三年（一三七〇）八月

第一場 四書疑問一道・經義一道・四書義一道

第二場 論一道

第三場 策一道

中式の後，騎・射・書・算・律の五事を試みる。

洪武十七年（一三八四）以降

第一場 四書義三道・經義四道

第二場 論一道・判五道・詔誥章表内科一道

第三場 經史時務策五道

集注』を用いるは實に此に始まる。其の限字の令も亦た此に始まるなり……
 (『制義叢話』卷一・五葉)。

①『日知錄』に「四書疑は猶お唐人の判語のごとし。設けて疑事を爲して之を問い合わせ、以て其の學識を觀る」(『日知錄』卷十六・「經義論策」条)。

このように、『論語』・『孟子』などの個々の書物からの出題は、以前からあつたが、体系づけられた『四書』としての出題は、『四書章句集注』を用いるとした元代の試験からであると鄭灝若と梁章鉅は考える。

(iv) 代聖賢立言の淵源

八股文の基本理念である「聖賢に代わりて立言する」ということに焦点をあてて、その起源を考察したものに、周以清・侯康などがいる。

もともと北宋の經義は、本来は「義理を發明し、士子の學術の醇疵を觀る」というものであり、初めは論を作るようなものであったのが、後には「聖賢に代わりて立言する」に変化していった、と紀昀は述べる。

經義は、北宋より昉まり、^{はじ}元代に沿り、^よ大いに明に備わる。本もとは義理を發明し、士子の學術の醇疵を觀る。其の初めは猶お論の體を爲すがごとし、後に乃ち聖賢に代わりて立言す [に変化する]。其の格 純粹精深を主とし、相い^{ほこ}矜るに詞藻を以てするを主とせず (「丙辰 [嘉慶元年〔一七九六〕] 會試錄序」『紀文達公遺書』卷八・四葉)。

ところが、學海堂で学んだ周以清は、八股文の淵源のひとつである經義にもとから、「聖賢に代わりて立言する」という意味があると考える。しかし、王安石などは、自分の意見を述べ、それほどそのことには執着していない。「古人の語氣に代わる」のは南宋の楊萬里からであり、明代初期の于謙になると完全にその口調で文章を書いているという。

經義は本とより聖賢に代わりて立言す。然れども荆公 (王安石) より [割

✓ (12) 注 10 参照。

注:文十篇を存す] 以て顥濱（蘇轍）〔割注:文四篇を存す〕の類に迄ぶまで、皆な獨り偉論（優れて卓越した言論）を擗べ、古人の語氣に代わるに沾沾（執着）せず。其の古人の語氣に代わる者は紹興の楊萬里（宣和六年〔一一二四〕～開禧三年〔一二〇六〕）より始まる。〔割注:「國家將興」（『中庸』第二十四章）二句文の如きは、講下に「以爲」の二字を用う。董思白の「論文九訣（董華亭「九字訣」）」の其の第五條の「一に曰く代とは我を以て題を講ずるを謂う。只だ是れ自ら説く、故に當に當時の作者の口に就き、代わりて他の意中の事を寫くべし」に至りて、法 備われり〕。明の永樂（一四〇三年～一四二四年）に至り、于忠肅（于謙: 一三九八年～一四五七年） 則ち又た全篇 口氣に入る。〔割注:「其心休休焉」（『大學』傳第十章）より「有利哉」（『大學』傳第十章）等に至るの篇の如きは是れなり〕（周以清「四書文源流考」『學海堂集』卷八・二十九葉）。

この「古人の語氣に代わる」のは南宋の楊萬里からであるという周以清の意見に対して、同じ學海堂で学んだ侯康は、明代になってからであるという。そして宋の楊萬里のものには内容上の不備があると指摘する。それは、古人に代わって文章を書いているのに、その古人より後の事を書き込んではいけないという原則が守られていないというのである。

古人の語氣に代わるに至るは、則ち起るに明初よりす。乃ち明の太祖（朱元璋: 一三二八年～洪武三十一年〔一三九八年〕）と劉基（元・至大四年〔一三一一〕～明・洪武八年〔一三七五〕）との定むる所なり。『明史』選舉志に見ゆ。然れども、楊誠齋（楊萬里）の「國家將興必有禎祥」（『中庸』第二十四章）文は、點題の後に「以爲」の二字を用いて起こし、「至于治國家」（『孟子』梁惠王下）二句文は、點題の後に「謂」字を用いて起こす。此の體 已に南宋に濫觴するに似たり。但だ其の文 則ち仍お後世の事を多用す。「至于治國家」（『孟子』梁惠王下）は篇末に并せて梁の惠〔王〕・齊の宣〔王〕等の字有り。蓋し未だ著して例を定むと爲さざるに因る。故に字句の間、畫一なる能わず……（侯康「四書文源流考」『學海堂集』卷八・

四十三葉)。

商衍鑒は、次のようにいう。

評者（梁劍華・俞長城・候康）謂う、「陳止齋（傅良）の經義 最も近時爲り。其の經籍 紛糾の處、已に後人の門徑を開く」（『制義叢話』卷之三・四葉・所引『書香堂筆記』）と。汪六安（立信）の「躬自厚而薄責於人則遠怨矣」（『論語』衛靈公）文は、「清微細淨にして確實純正なり、純なること成〔化〕（一四六五年～一四八七年）・弘〔治〕（一四八八年～一五〇五年）の〔選〕集の中の〔近時の〕舉業の作に似たり」（『可儀堂一百二十名家制義』卷之二・三十三葉・「汪六安稿」の「躬自厚而怨矣」条）と。文文山（文天祥）の「願比死者一洒之」（『孟子』梁惠王上）文は、「語氣に順い、題位を按じ、已に明文の代言口氣の風を啓く」（『可儀堂一百二十名家制義』卷之二・四十八葉・「文文山稿」の「願比死者一句」条）と。「楊誠齋（楊萬里）の「國家將興必有禎祥」（『中庸』第二十四章）文は、點題の後に「以爲」の二字を用いて起こし、「至於治國家則曰姑舍女所學而從我」（『孟子』梁惠王下）文は、點題の後に「謂」字を用いて起こし、更に代言の語氣に類す」（侯康「四書文源流考」『學海堂集』卷八・四十三葉）と……故に八股文を論ずる者は、沿流溯源、其れ始めを經義に託すと謂わざる可からざるなり（『清代科舉考試述錄』第七章 八股文、試帖試概紀及舉例釋義 第一節 八股文之源流・二三〇頁：生活・讀書・新知三聯書店・一九八三年第二次印刷）。

宋の陳傅良・汪立信・文天祥・楊萬里の經義の文は、後の聖賢に代わりて立言するという口調になっているという。そのため八股文の源流は、經義に求めないわけにはいかないと述べる。

ただし、商衍鑒がふれた四人の經義について、候康は疑問視している。

……熙寧（寧）（一〇六八年～一〇七七年）に經義を立ててより、王介甫（王安石）・蘇眉山父子（蘇洵・蘇軾・蘇轍）・陸子靜（陸九淵）・陳君舉（陳傅良）・文文山（文天祥）の輩 皆な傳文有り。或いは其の半ば偽託に

出づ……大略皆な論の體に似たり。東坡（蘇軾）の「孔子從先進觀過斯知仁君使臣以禮諸論」①と別つ無し。惟だ楊誠齋（楊萬里）の傳文三首・汪六安（汪立信）の傳文五首は今の體と略ぼ同じ。亦た其の果たして眞に出づるや否やを知らざるのみ……（侯康「四書文源流考」『學海堂集』卷八・四十三葉）。

①（項煜序七十五巻本）『東坡先生全集』卷二「學士院試孔子從先進論」。

周以清や商衍鑒は宋代からとする。しかし、侯康は、眞贗問題・規則などを考慮して、「聖賢に代わりて立言する」を意識的に答案に反映させるようになったのは、明代の初期と考える。侯康も言及しているが、乾隆四年〔一七三九〕刊の『明史』選舉志にも次のようにいう。

[試験科目は] 蓋し太祖と劉基との定むる所なり。其の文は略ぼ宋の經義に仿い、然して古人の語氣に代わりて之を爲し、體用排偶あり、之を八股と謂い、通じて之を制義と謂う（『明史』卷七十・志第四十六・選舉二）。

(v) 八股文と元曲と

吳喬と焦循とは、八股文の「聖賢に代わりて立言する」に注目し、八股文と元曲との関係を考えた。

吳喬（字は修齡。江蘇崑山の人）は、次のようにいう。

時文（八股文）を學ぶは甚だ難し。學成るも祇だ是れ俗體なり。七律も亦た然り。問うて曰く、八比（八股文）は乃ち經義なるに、何ぞ曰して俗體と爲るを得ん、と。答えて曰く、六經より以て詩餘に至るまで、皆な是れ自ら己の意を説く。未だ他人に代わりて說話す者有らざるなり。元人 故事に就きて以て雜劇を作り、始めて他人に代わりて說話せり。八比（八股文） 聖經を闡發すと雖も、注に非ず疏に非ずして、他人に代わりて說話せり。八比（八股文）
若し是れ雅體なれば、則ち『西廂 [記]』・『琵琶 [記]』も之を擯けて俗と爲すを得ず。同じくは是れ他人に代わりて說話すの故なり。若し八比（八股文）の聖賢の言に代わると、『西廂 [記]』・『琵琶 [記]』と異なれりと謂えば、則

ち契丹 夾谷の會（『春秋左氏傳』定公十年）を扮すると關壯繆（關羽）の大江東去とは聖賢の言に代わる者なり。命じて雅體と爲すも、何の詞もて之を拒まん（『圍爐詩話』卷三）。

八股文は、經書解釈であるのにどうして俗體といわれるのかというと、元曲と同じよう「他人に代わりて說話」すためであるという。自己の意見を述べていなければからである。

この呉喬の意見について、梁章鉅は、

崑山の呉喬の若きは人の口氣に代わるを以て之を元人雜劇に比すは、則ち過なり（『制義叢話』卷一・六葉）。

と述べる。

焦循（字は理堂、一字は里堂。江蘇江都の人。乾隆二十八年〔一七六三〕～嘉慶二十五年〔一八二〇〕）は、次のようにいう。

『雲麓漫抄』（卷八）に云う「唐の舉人 先ず當世の顯人に藉り、姓名を以て之が主司に達す。然る後、業とする所を以て投獻し、數日を踰えて又た投するを之れ溫卷と謂う。『幽怪錄』・『傳奇』等の如きは皆な是れなり。蓋し此等の文は衆體を備え、以て史才・詩筆・議論を見る可し。進士に至れば則ち多く詩を以て贊と爲す。今の唐詩の數百種の世に行なわれる者は是れなり」と。按するに此れ則ち唐人の傳奇・小説は乃ち用いて以て科舉の媒介と爲す。此れ金・元の曲の濫觴なり。詩は既に變じて詞曲と爲り、遂に傳奇・小説を以て譜して之を演じ、是れ樂府雜劇と爲る。又た一變して八股と爲り、小説を含きて經書を用い、幽怪を屏けて理道を談じ、曲牌（曲の調子の名称）を變じて排比と爲す。此の文 亦た衆體の史才・詩筆・議論を備う可し。其の破題・開講（起講）は即ち引子（主役が登場する時に唱える短い独白。まくら）なり。提比・中比・後比は即ち曲の套數（元代に始まる雜劇の一段に似て、曲のみあって科白のない長編の歌曲）なり。夾入する領題（入題）・出題の段落は即ち賓の白なり。之を習いて既に久しければ、其の由來を忘れ、自ら聖賢と爲りて立言すと謗らざる莫し。敷衍描摹

(表現) するを知らざれば、亦た優孟の衣冠に仍りて陽貨・王驩（『孟子』公孫丑下）・太宰（『論語』子罕）・〔陳〕司敗（『論語』述而）の口吻を摹寫（模写）するに至る。庚斯の矢を抽く（『孟子』離婁下）・東郭の餘りを乞う（『孟子』離婁下）を敘述するは、曾何ぞ傳奇の局段に異ならんや。而して莊・老・釋氏の旨、文人の藻縹（文章）の習い、之を第に入る可からず。聖賢の口に借り以て之を出だすのみ。八股は金・元の曲劇に出で、曲劇は唐人の小説・傳奇に本づく。而して唐人の小説・傳奇は士人の科第を求むるの溫卷と爲す。迹に縁りて求め、其の本を知る可し（『易餘簫錄』卷十七・六葉～七葉）。

唐代の小説・傳奇は受験用に作成された。それが、金・元の曲劇の淵源となる。その金・元の曲劇から、八股文が出てきたという。

そして、八股文の「口氣に代わる」のは、曲劇に基づくものであるという。

元人の曲は止だ正旦・正末のみ唱い、餘は唱わず。其の正旦・正末と爲る者は、必ず義夫・貞婦・忠臣・孝子・厚徳有道の人取る。他の宵小（小人）・市井 得て之に干めず。余（焦循） 謂う、八股の口氣に入りて其の人に代わり論說するは、實は原より曲劇に本づく。陽貨・臧倉等の口氣の題①の如きは、宜しく斷すべく、宜しく其の口氣に代わるべからずと作す。吾（焦循） 八股に工なる者の此の種の題文を見るに竟に畜に身ずから孤裝（役人の役）・邦老（悪役）と爲るのみならず、甚だしきは助けて訕謗を爲し、口角（口ぶり） 肖るに偒るを以て能くすと爲す。是れ當に元曲の格を以て法と爲すべし、と（『易餘簫錄』卷十七・七葉）。

①『四書』中の話し手の口振りがはっきりわかる箇所を問題文としたもの。拙稿「清代八股文の題目について」（『経済理論』第310号）98頁参照。

(iv) で考えたように、明代初期に太祖と劉基とが「古人の語氣に代わ」ることを定めたと言う。また、紀昀も經義は「論の體を爲すがごとき」ものであつたのが、「聖賢に代わりて立言する」へと変化したと述べる。すると、吳喬と焦

循が主張するように元曲の影響を受けたと考えるのもあながち根拠がないこともないと考えられる。

以上、八股文の淵源について述べた清朝の人たちの議論を概観してみた。清朝の人たちは、おおまかに言うと、次のように考えたのではないだろうか。

八股の対句の形式の淵源については、唐代の詩賦に求める。經書解釈の側面の淵源は、唐代・宋代に行なわれた科舉の經書解釈の科目に求める。『四書章句集注』に基づいた出題の淵源は元代の実施科目に求める。そして、「聖賢に代わりて立言」するのは、明代初期から確実にはじまる。また、「聖賢に代わりて立言」するようになったのは、元曲の影響も考えられる。

いずれにせよ八股文がはっきりとした形式を整えるようになるのは、明代からである。清朝の人たちも、そのことははっきりと認識していた。それは、八股文の選集として唯一四庫全書に著録され、八股文の模範文を示す意味を持った『欽定四書文』（乾隆五年〔一七四〇〕刊）も明代の作品からしか収められていないことからも明らかであろう。

そこで、つづいて明代の八股文を清朝の人たちがどう見ていたかを考えてみたい。

(つづく)